

放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理等に関する質問主意書 川田龍平参議院議員提出

コメント作成 2012/8/31(永田文夫)

質問主意書	答弁書	コメント
<p>質問第八三号</p> <p>放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理等に関する質問主意書</p> <p>右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。</p> <p>平成二十四年四月十二日 川 田 龍 平</p> <p>参議院議長 平 田 健 二 殿</p> <hr/> <p>放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理等に関する質問主意書</p> <p>東京電力福島原発事故により、放射性物質に汚染された瓦礫が東日本太平洋沿岸や関東の都県で大量に発生した。この大量に発生した瓦礫の処理に関して、今国会において質問主意書を数件提出したが、本件に関する疑問は依然として残る。</p> <p>一般廃棄物の焼却施設における放射性物質による汚染瓦礫の焼却は、世界でも前例のない処理方式である。この方式は、環境省の有識者会議「災</p>	<p>答弁書第八三号</p> <p>内閣参質一八〇第八三号</p> <p>平成二十四年四月二十日</p> <p>内閣総理大臣 野 田 佳 彦 参議院議長 平 田 健 二 殿</p> <p>参議院議員川田龍平君提出放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <hr/> <p>参議院議員川田龍平君提出放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理等に関する質問に対する答弁書</p>	<p>放射性物質を含む汚染ガレキを一般廃棄物の焼却施設で焼却するやり方は世界でも前例のないものである。</p> <p>環境省「災害廃棄物安全 評価検討会」議事録等</p>

<p>害廃棄物安全 評価検討会」における検討の上で採用されたとのことであるが、同検討会の資料を見るに、放射性物質の除去に関する科学的実証が行われずに検討されている。また、焼却施設やその周辺における放射能の基準が曖昧な状況の下で、この方式が採用され、科学的実証がないまま、放射性物質による汚染瓦礫が日本各地の一般廃棄物焼却施設で焼却され始めている。</p> <p>これらにより、国土全体へ放射能汚染が広がる可能性がある。さらに、同検討会では、誰もが納得できる科学的実証に基づき審議が進められてきたとは到底思えない。このようなその場しのぎの無責任なやり方では、広く国土を汚染させることになり、将来世代に対し安全・安心な国土を引き継げるのか極めて疑問である。</p> <p>これまでの措置は大災害のため暫定的なものとして、ある程度は許容される面があった。しかし、東京電力福島原発事故から一年以上が経過した現在、放射性物質による汚染瓦礫の処理方式の徹底的な見直しが図られるべきではないか。</p> <p>以上の観点から、以下質問する。</p> <p>一 放射性物質による汚染瓦礫の一般廃棄物焼却</p>		<p>http://www.env.go.jp/jishin/index.html#haikibutsu</p> <p>1 年以上経過したに関わらず、法整備などがなされていない。</p>
---	--	---

<p>施設での処理について</p> <p>1 政府内において、焼却以外の多様な処理・処分方式が検討されたのか。一定の遮蔽措置を講じた上で焼却せずにそのまま埋め立てる方式、遮蔽した貯蔵施設に保管する方式、瓦礫を覆土しそこに植林する方式など、その他の方式は検討されなかったのか。これらの方式の検討結果を示すとともに、採用されなかった理由を示されたい。</p>	<p>一の1について</p> <p>事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「特措法」という。）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）により汚染された災害廃棄物の処分方法については、災害廃棄物をそのまま最終処分場に埋め立てる方法や屋外に設けたテント内に保管する方法についても検討を行った。その結果、災害廃棄物をそのまま最終処分場に埋め立てる方法については、埋立てを行う災害廃棄物に含まれる事故由来放射性物質であるセシウム一三四及びセシウム一三七（以下「放射性セシウム」という。）について、それらの放射能濃度の合計（以下「放射性セシウム濃度」という。）が一キログラム当たり八千ベクレル以下であれば、当該埋立作業に伴う作業員の被ばく線量は年間一ミリシーベルトを下回るとの結果を得たところである。また、屋外に設けたテント内に保管する方法については、災害廃棄物に含まれる放射性セシウム濃度に応じ、保管場所から適切な距離を確保することにより、周辺に居住する者の被ばく線量は年間一ミリシーベルトを下回るとの結果を得たところである。いずれの方法においても災害廃棄物を安全に</p>	<p>焼却処理以外の方法について、検討を行い、いずれの方法も採用可能としている。しかし各方法の長短を比較し焼却を採用した理由については回答なし。</p> <p>特別措置法</p> <p>http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html</p> <p>8000Bq/kg 以下ならば作業員の年被ばくが 1 mSv 以下になるその計算根拠はどうか。</p> <p>屋外テント内保管は周辺住民の被ばくは年 1 mSv 以下になるというその計算根拠はどうか。</p>
---	---	--

<p>2 放射性物質による汚染瓦礫について、処理対象外であった一般廃棄物焼却施設において焼却することができると同検討会が判断する根拠となった報告書は、京都大学の高岡准教授の「一般廃棄物焼却施設の廃ガス処理装置におけるCs、Srの除去挙動」と思われる（環境省作成パンフレットにも掲載）。しかし、同報告書は、目的、採掘日、採取場所、バグフィルターの様式、ガス態の濃度根拠などが不明であり、結語もなく、科学的実証に基づく報告書とは評価し難いとの指摘もあるところ、放射性物質に汚染された瓦礫の焼却によって生じる放射性物質を除去する根拠とするには、あまりに不十分である。同検討会で焼却を可とすることになった根拠について、同報告書で問題ないのか、政府の見解を示されたい。</p> <p>3 同検討会の各委員は、放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理をどのように評価したのか示されたい。また、各委員は各自の専門の研究において放射性物質とどのように関わってきたのか個別に示すとともに、この国の未来を考えた上でこの</p>	<p>処理することが可能であり、事故由来放射性物質により汚染された災害廃棄物を処理する各地方公共団体等において、その災害廃棄物の性状等に応じて適切な処理方法を採用することが可能である。</p> <p>一の2について</p> <p>災害廃棄物安全評価検討会においては、事故由来放射性物質により汚染された災害廃棄物について、「一般廃棄物焼却施設の廃ガス処理装置におけるCs、Srの除去挙動」に加え、「放射能を帯びた災害廃棄物の処理に関する検討」、「災害廃棄物の放射能濃度の推定方法について」、「福島県の浜通り及び中通り 地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）の災害廃棄物の処理・処分における放射性物質による影響の評価について」及び「焼却炉周辺及び煙道排ガス調査結果」等を総合的に勘案して焼却の安全性を評価したものである。</p> <p>一の3について</p> <p>お尋ねの事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の焼却処理については、第一回から第三回までの災害廃棄物安全評価検討会において検討を行い、十分な能力を</p>	<p>環境省パンフに記載されている根幹となる資料の科学性について問うたが、回答なし。その他の資料を列記しているだけだ。</p> <p>「十分な能力を有する排ガス処理装置が設置されている・・・」この十分な能力の目安はどこに記載されているのか。</p>
--	--	--

<p>焼却方式を今後も採用していくことをどのような根拠に基づき推奨したのか示されたい。</p> <p>この点に関して、詳細な議事録が公表されていないために、議論の経過が全く不明である。このような国民にとって重大な問題を議論する場となる同検討会の議事録本体が公表されないのは、情報公開の観点から問題であると考えるが、公表しない理由を示されたい。また、今後、議事録を公表する予定はあるのか、政府の方針を示されたい。</p>	<p>有する排ガス処理装置が設置されている施設で焼却処理が行われる場合には、安全に処理を行うことが可能との評価を得たところである。また、同検討会の委員については、放射能分野の観点に加え、環境、廃棄物処理の観点からも検討する必要があることから、これらの分野の専門家の中から選定したところである。</p> <p>同検討会の検討過程については、議事要旨及び会議資料を公表することにより、公開しているところである。さらに、同検討会終了後に、毎回報道機関に対し議事内容について説明を行っている。なお、第一回から第四回までの同検討会の議事録は公表している。また、第五回から第七回まで及び第十二回の同検討会については、同検討会の内容を録音した電磁的記録が保存されていることから、議事録を作成して公表する予定である。さらに、今後は同検討会を公開した上で、議事録も公表することとしている。</p>	<p>放射性物質とどのように関わってきた委員なのか問うたところ、このことに明確に答えず、環境、廃棄物の観点から検討するためその分野の専門家を委員に選任したという答えだった。放射性物質についてよくわかっていない専門家ではまともな論議ができないであろう。</p> <p>災害廃棄物安全評価検討会の議事録は http://www.env.go.jp/jishin/index.html#haikibutsu 平成24年3月22日から全議事録を公開している。 5～7回は5月1日に議事録を公開した。</p>
<p>4 一般廃棄物焼却施設のフィルターで、セシウムを含む放射性物質は確実に除去できるのか。この点に関して、フィルターにより除去された放射性物質質量、大気へ放出された放射性物質質量、焼却灰に残存する放射性物質質量等の関係について、科学的に調査された報告書等があれば、政府の承知するところを明らかにされたい。東京電力福島原</p>	<p>一の4について</p> <p>環境省が、バグフィルターを設置している福島県福島市に所在するあらかわクリーンセンターの焼却施設において実施した放射性セシウムを含む廃棄物を焼却した際の集じん器に流入する燃焼ガス中及び排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果については、先の答弁書（平成二十四年三月二日内閣参質一八〇第三六号）三につい</p>	<p>放射性物質の拡散対策に関する再質問主意書 http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/180/meisai/m180036.htm 質「三 前述の答弁書には「福島県内のバグフィルターを設置している焼却施設で、放射性セシウムを含む廃棄物を焼却した際の集じん器に流入する燃焼ガス及び排ガス中の放射性セシウム濃度の調査を</p>

<p>発事故から一年以上が経過した現在、科学的実証がないままに焼却処理を継続することは、国土の放射能汚染を広げるものであり、処理方式を早急に見直すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。</p>	<p>てでお答えしたとおりである。</p> <p>また、同センターにおいてバグフィルターにより除去された飛灰及び焼却灰の放射性セシウム濃度は、それぞれ一キログラム当たり四万三千九百ベクレル及び一キログラム当たり五千九百五十ベクレルであった。</p> <p>さらに、同省においては、地方公共団体等が実施した一般廃棄物の焼却施設や産業廃棄物の焼却施設における排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果を取りまとめたところであるが、この結果によれば、ほとんどの施設で不検出であり、検出された事例でも、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「施行規則」という。）第三十三条等に定める事業場周辺の大気中の事故由来放射性物質についての濃度限度（以下「大気中の濃度限度」という。）を大幅に下回っていることを確認している。</p> <p>以上のことから、バグフィルター等の十分な能力を有する排ガス処理装置を有する焼却施設においては、事故由来放射性物質により汚染された災害廃棄物を安全に焼却することが可能であると考えている。</p>	<p>行った」とある。福島県内での調査について、具体的にどこの焼却炉について、どのような調査結果から、「排ガス処理設備における放射性セシウムの除去率が九十九・九パーセント以上である」との最終的な結果を得るに至ったのか、具体的に明らかにされたい。」</p> <p>答え「三について お尋ねについては、福島県福島市に所在するあらかわクリーンセンターにおいて、放射性セシウムを含む廃棄物を焼却した際の集じん器に流入する燃焼ガス（以下単に「燃焼ガス」という。）中及び集じん器から流出する排ガス（以下単に「排ガス」という。）中の放射性セシウム濃度を測定し、これらの測定結果を基に放射性セシウムの除去率（以下単に「除去率」という。）を算出したものである。これらの放射性セシウム濃度は、複数の箇所における測定値を合算したものであるが、当該測定値の一部には、検出限界未満の数値が含まれていたため、より安全側に立って、当該数値については、燃焼ガス中にあつては零、排ガス中にあつては検出限界としたところ、燃焼ガス中及び排ガス中の一立方メートル当たりの放射性セシウム濃度は、それぞれ二百二十四ベクレル及び〇・一八五ベクレルとの結果を得たところであり、これらの結果を基に算出</p>
--	---	---

<p>5 放射性物質による汚染瓦礫の正確な分別は困難である。例えば、瓦礫内にはポリ塩化ビニル、アスベスト等の有害物質の混入が避け難く、焼却によるダイオキシン類の発生等が心配されるが、政府はどのような対策を講じているのか。</p>	<p>一の5について</p> <p>東日本大震災により生じた災害廃棄物中の石綿については、環境省から関係都道府県に対し、「廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について」（平成二十三年三月十九日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡）により処理方法を示したところであり、関係する地方公共団体において分別が行われ</p>	<p>した除去率が、九十九・九二パーセントであったことから、御指摘の「最終的な結果」を得たものである。」→燃焼ガスと排ガス中の濃度比から99.92%を求めているが、このようなガス濃度を比べるならばサンプルを時間とともに多数取り比較しなければならない。ガレキ中に含まれる放射性セシウムを基にフィルター除去分、焼却灰残留分、環境放出分の総量比により除去率を比較することが最も信頼できる科学的やり方である。</p> <p>施行規則は</p> <p>http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html</p> <p>これによる事業所周辺の大気中の濃度限度はセシウム134は20Bq/m³、セシウム137は30Bq/m³になっている。</p> <p>左記事務連絡に「可燃物（木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。）については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。」とあり、アスベストはリサイクルせずそのまま焼却を認めている。</p>
--	--	--

<p>二 一般廃棄物焼却施設における放射性物質の実際の測定について</p> <p>既に放射性物質による汚染瓦礫を焼却処理している自治体があるが、フィルターにより除去された放射性物質、大気へ放出された放射性物質、焼却灰に残存する放射性物質等の実際の測定結果があれば、政府の承知するところを示されたい。また、焼却施設周辺の一般環境中の放射性物質の濃度も併せて示されたい。さらに、焼却炉形式やフィルター・電気集塵機などの形式の相違により、放射性物質の回収率はどの程度異なるのか。政府が実証実験を行っている場合には、その結果を示されたい。併せて、科学的実証に基づく報告書等があれば、政府の承知するところを明らかにされたい。</p>	<p>ているものと考えている。</p> <p>また、災害廃棄物中のポリ塩化ビニルについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第四条第一項に適合する焼却施設において、同規則第四条の五第一項に定める基準に従い維持管理を行うことにより、安全に焼却することが可能であると考えている。</p> <p>二について</p> <p>環境省が、平成二十三年七月十四日にあらかわクリーンセンターにおいて事故由来放射性物質により汚染された災害廃棄物及びそれ以外の一般廃棄物を混合して焼却した際の排ガス、バグフィルターにより除去された飛灰及び焼却灰の放射性セシウム濃度の調査を行ったところ、それぞれの放射性セシウム濃度は、不検出、一キログラム当たり七万三千ベクレル及び一キログラム当たり二万八百ベクレルであった。</p> <p>なお、この調査においては、焼却施設周辺の大気中の放射性セシウム濃度は測定していないが、排ガスの放射性セシウム濃度は大気中の濃度限度を十分に下回っていた。</p> <p>さらに、同省は、先の答弁書（平成二十四年三月二日内閣参質一八〇第三六号）三についてでお答えしたバグフィルターを設置している同センターの焼却施設にお</p>	<p>左記廃掃法施行規則は</p> <p>http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html</p> <p>災害廃棄物と一般廃棄物を混合しているが、その中に含まれる放射性セシウムの総量が焼却によりどのようどこに移動したか比べなければ、単に焼却灰や飛灰の放射性セシウム濃度を求めてもあまり意味がない。</p> <p>事業所周辺の大気中の濃度限度はセシウム 134 は 20Bq/m³、セシウム 137 は 30Bq/m³ になっている。</p>
---	--	---

<p>三 セシウムの性質を利用した処分方式について</p> <p>セシウムはある種類の粘土鉱物に強く吸着される性質がある。これにより、米や野菜など畑作物への吸収が少なくなったとも聞いている。この性質を利用し、一定の遮蔽措置を講じた上で低濃度の汚染瓦礫に限り埋め立てる方式を採用すれば、仮にセシウムの一部が溶け出したとしても、周辺の粘土鉱物により吸着させ、汚染の広がりを防ぐことができる可能性がある。既に汚水処理でゼオライトなどを使用し、セシウムを除去している例もあるが、放射性物質による汚染瓦礫の処理には、なぜこうした方式を用いないのか、その理由を示されたい。</p> <p>四 クリアランス制度との整合性について</p>	<p>ける放射性セシウムの除去率の調査に加え、電気集じん器を設置している焼却施設である福島県須賀川市に所在する須賀川地方保健環境組合及び同県伊達市に所在する伊達地方衛生処理組合において放射性セシウムの除去率の調査を行っており、九十六・六パーセント以上との結果を得たところである。</p> <p>なお、お尋ねの報告書等については、承知していない。</p> <p>三について</p> <p>セシウムは土壤に吸着されやすい性質を有していることから、埋め立てた廃棄物が雨水等に接触しセシウムが溶出した場合においても、溶出したセシウムを土壤に吸着させることにより、汚染の拡大を防止することが可能であると認識している。こうした観点から、施行規則においては、特定廃棄物（特措法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）等の埋立ては、五十センチメートル以上の土壤の層が敷設された場所において行うこととしている。</p> <p>四について</p>	<p>須賀川市や伊達市の電気集塵機を備えた焼却場の除去率は96.6%ということは3.4%が環境へ放出されることになる。これはとても容認できない除去率であろう。周辺住民が放射性の微粒子を吸引する可能性が高い。</p> <p>科学的実証に基づく放射性物質の除去率の報告書がないまま、このような危険な焼却処理が行われている。早急の実施し除去率を求め国民に公開すべきだ。</p> <p>特定廃棄物は8000Bq/kgを超える廃棄物、「対象地域内廃棄物」と「指定廃棄物」に分けられる。国が処理する。8000Bq/kg以下の汚染された廃棄物は特定一般廃棄物と特定産業廃棄物に分けられる。</p> <p>質問の「周辺地域の住民の被ばく線量を年間十マイ</p>
---	--	--

<p>1 クリアランス制度では、周辺地域の住民の被ばく線量を年間十マイクロシーベルトとし、セシウム134及び137の濃度がそれぞれ一キログラム当たり百ベクレル以下の廃棄物について、再利用や産業廃棄物の最終処分場で処分することが可能になっている。他方、東京電力福島原発事故によって生じた放射性物質による汚染瓦礫中、放射性セシウムが一キログラム当たり八千ベクレル以下の場合には一般廃棄物の最終処分場（管理型最終処分場）に埋め立てることが可能になっている。なぜ、産業廃棄物ではなく一般廃棄物の最終処分場に埋立て可能なのか。原発の解体によって発生する一キログラム当たり百ベクレルから八千ベクレルまでのレベルの廃棄物についても、一般廃棄物の最終処分場に埋立処理が可能なのか。</p>	<p>事故由来放射性物質である放射性セシウムにより汚染された災害廃棄物のうち、放射性セシウム濃度が一キログラム当たり八千ベクレル以下のものについては、先の答弁書（平成二十四年二月十七日内閣参質一八〇第二〇号）二についてでお答えした評価において、埋立作業に伴う作業員及び周辺住民の被ばく線量は年間一ミリシーベルトを下回るとの結果を、また、最終処分場の周辺住民の埋立て終了後の被ばく線量は年間十マイクロシーベルトを下回るとの結果を得ており、安全性を確認している。当該災害廃棄物については、特措法第二十二条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定が適用されるため、原則として一般廃棄物の最終処分場に埋立てを行うこととなる。</p> <p>原子力発電所の解体によって発生する廃棄物については、放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方（昭和六十三年三月十七日原子力安全委員会決定）に示されているように、処理に伴い周辺住民が受ける被ばく線量は年間一ミリシーベルト以下となるよう、また、埋設終了後の被ばく線量は年間十マイクロシーベルト以下となるよう規制している。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第六十一条の二</p>	<p>クロシーベルトとし、セシウム134及び137の濃度がそれぞれ一キログラム当たり百ベクレル以下の廃棄物について・・・」は「セシウム134及び137の濃度の合計が一キログラム当たり百ベクレル以下の廃棄物について・・・」の誤りであった。</p> <p>クリアランス制度では原子炉廃棄物などについて放射性セシウムの濃度が100Bq/kg以下ならば放射能がないとみなしリサイクルや一般ゴミ扱いをしても良いことになっている。それは100Bq/kg以上の場合は放射性廃棄物とみなし原子炉規制法等の規制に従うことになっている。私たちはクリアランス基準は高すぎると問題視してきた。国はこれだとリサイクルや埋立ても年被ばくは10マイクロシーベルト以下で問題ないとしてきた。</p>
<p>2 原発事故によって生じた放射性物質による汚染瓦礫等についても、クリアランス制度と同じく一キログラム当たり百ベクレル以下は埋立てを認めるとしても、それ以上は放射性廃棄物として管理された処分場にて処分されるべきではないのか。これらも同じく放射性物質により汚染された廃棄物であり、同一の基準で処分されるべきと考</p>	<p>ろが、福島原発事故により放射能汚染が広がり国は8000Bq/kg以下ならば特定一般廃棄物もしくは特定産業廃棄物として一般廃棄物の最終処分場に埋立るように指導している。そして8000Bq/kgの廃棄物を埋立ても作業員や周辺住民は年1ミリシーベルトであり埋立終了後は年間10マイクロシーベルトを下回るため安全だと答えている。</p>	<p>ところが、福島原発事故により放射能汚染が広がり国は8000Bq/kg以下ならば特定一般廃棄物もしくは特定産業廃棄物として一般廃棄物の最終処分場に埋立るように指導している。そして8000Bq/kgの廃棄物を埋立ても作業員や周辺住民は年1ミリシーベルトであり埋立終了後は年間10マイクロシーベルトを下回るため安全だと答えている。</p>

<p>えるが、政府の見解を示されたい。</p>	<p>の規定に基づき、その物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして、セシウム一三四又はセシウム一三七のみの場合については一グラム当たり〇・一ベクレルとする基準以下であれば、廃棄物処理法等の適用については、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うこととなり、再生利用も可能となる。また、当該基準を超えれば、原子炉等規制法第五十一条の六に基づき、廃棄物埋設に関する確認を受けることとなる。</p> <p>事故由来放射性物質である放射性セシウムにより汚染された災害廃棄物及び原子力発電所の解体によって発生する廃棄物の処理に関する基準については、いずれも、処理に伴い周辺住民が受ける被ばく線量が年間一ミリシーベルトを下回る事等となるよう設定したものである。</p>	<p>100Bq/kg クリアランスで 10 マイクロ Sv/年 8000Bq/kg 災害廃棄物でも 10 マイクロ Sv/年 このようなおかしな理屈は誰も認めないだろう。 このような滅茶苦茶で非科学的な理屈が横行し 放射能汚染が全国に拡散しようとしている。 国は全くこの件、理念もなしにその場凌ぎの無責任 対策を講じており管理力が破綻している。</p> <p>周辺住民が受ける年被ばく線量 1 ミリシーベルトや 10 マイクロシーベルトはさまざまな仮定に基づく ものであり、何とでも算出できるものでありその科学 性があるとはとても考えられない、（内部被ばくを どう捉えているのか計算に正確に反映できるもの か）。</p>
<p>五 放射性物質に関する環境法体系について</p> <p>1 環境基本法第十三条には「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。」とある。「汚染の防止のための措置」は、原子力基本法の制定後の五十年以上の</p>	<p>五の1及び2について</p> <p>放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置については、従来、環境基本法（平成五年法律第九十一号）においては、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによるとされており、原子炉等規制法に基づく製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する</p>	<p>環境基本法 13 条にある「放射性物質による環境汚染防止の措置は原子力基本法、その他関係法律で定める」とある「環境汚染防止の措置」は具体的にどう講じられてきたのかを問うている。答えは「規制などの措置を講じてきた」となっている。「規制」ではなく「汚染防止」の措置について問うている、こ</p>

<p>間に、どのように具現化されてきたのか。また、具現化されていない場合、その理由は何か。</p> <p>2 環境汚染防止のための計画の策定、放射性物質に関する環境基準の設定、事業所からの排出規制などの「汚染の防止のための措置」が講じられてこなかった ことに加えて、大量の放射性物質が飛散した「汚染後」を想定した対応について環境基本法等に規定がなく、何ら対策が講じられてこなかったことが、東京電力 福島原発事故後の環境行政を始めとする政府の対応の混乱に拍車を掛ける一因となったと考えるが、こうした法の欠陥について、政府の見解を示されたい。また、政府が国会に提出している「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」は、環境基本法第十三条の規定を削除し、新たな法整備を行うものと承知しているが、「汚染の防止のための措置」及び「汚染後」を想定した対応について、今後の政府の方針を具体的に示されたい。</p> <p>3 放射性廃棄物が一般廃棄物焼却施設で処理される際の原子力基本法等における規制等に関して、①一般廃棄物焼却施設で受入れ可能な廃棄物</p>	<p>る必要な規制並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）に基づく放射性同位元素及び放射線 発生装置並びに放射性汚染物の取扱いに関する規制等の措置を講じてきたところである。さらに、事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するため、特措法 が制定され、現在、特措法に基づく取組を進めているところである。</p> <p>また、今国会に提出した原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（以下「法律案」という。）においては、環境基本法第十三条の規定を削除とすること等としている。</p> <p>政府としては、特措法附則第五条及び第六条に基づき、今後、特措法の施行後に得られた知見等も踏まえつつ、大気汚染等の防止のための措置について、具体的な対応を検討することとしている。</p> <p>五の3について</p> <p>お尋ねの放射性廃棄物が、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十</p>	<p>れでは答えになっていない。</p> <p>特措法は事故が起きてしまい後追い始末法である。</p> <p>「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（以下「法律案」という。）」においては、環境基本法第十三条の規定を削除とするという。</p> <p>原子力推進行政は環境基本法第 13 条を徹底して無視し施策を講ぜずやってきた、政府もそれを容認してきた、そのような中今回の事故が発生した。13 条を削除し、原子力規制庁に一本化することは当然であろう。</p> <p>このような法律の欠陥について明確な見解が示されていない。政府が国民を放射能汚染から守るといふしっかりとした方針と理念を掲げていない。そのためまだまだ、放射能汚染に関わる混乱が続くであろう。</p>
--	--	---

<p>の放射性物質の基準、②焼却施設の排気筒における放射性物質の基準、③焼却施設の敷地境界における放射性物質の基準、④清掃従事者を放射性物質から守るための基準、⑤焼却施設内の設備における放射線の管理基準、⑥焼却灰や汚泥などを埋立処理する際の放射性物質の基準、⑦焼却灰や汚泥など再利用する場合の放射性物質の基準及び⑧清掃従事者の放射線防護や放射線に関する知識・教育に関する法制度について、項目毎に具体的に説明されたい。また、これらの規制等が現存する場合、今後の見直しの方針を示されたい。</p>	<p>七号)等に規定する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを意味するのであれば、当該放射性廃棄物は一般廃棄物の焼却施設で処理することとはされていない。</p> <p>お尋ねの放射性廃棄物が、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物を意味するのであれば、当該廃棄物が一般廃棄物の焼却施設で処理される際の規制等について、御指摘の項目ごとに示すと、それぞれ次のとおりである。</p> <p>①「一般廃棄物焼却施設で受入れ可能な廃棄物の放射性物質の基準」については、存在しない。</p> <p>②「焼却施設の排気筒における放射性物質の基準」及び③「焼却施設の敷地境界における放射性物質の基準」については、施行規則第三十三条の規定により、特定一般廃棄物処理施設（特措法第二十四条に規定する特定一般廃棄物処理施設をいう。）の設置者等は、処分に伴い生じた排ガスの排出口において、当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、当該施設の周辺の大気中の濃度限度を超えないようにすることとされており、また、当該施設の敷地の境界における放射線の量を七日に一回以上測定し、かつ、記録することとされている。</p> <p>④「清掃従事者を放射性物質から守るための基準」につ</p>	<p>原発事故由来の放射能汚染廃棄物の焼却処理に関わり法律の整備状況を確認した。</p> <p>①「一般廃棄物焼却施設で受入れ可能な廃棄物の放射性物質の基準」については、存在しない。</p> <p>②「焼却施設の排気筒における放射性物質の基準」については（回答がない）存在しない。</p> <p>③「焼却施設の敷地境界における放射性物質の基準」については大気、水中の濃度限度あり</p> <p>④「清掃従事者を放射性物質から守るための基準」</p>
--	--	--

	<p>いては、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第三条等の規定により、放射性物質（放射性セシウムの場合はその濃度がグラム当たり十ベクレルを超えるものに限る。）又はそれに汚染されたものを取り扱う業務を行う事業の事業者は、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルトを超えるおそれのある区域、又は放射性物質の表面密度が表面汚染に関する限度の十分の一を超えるおそれのある区域を管理区域として明示し、管理区域内における被ばく線量を測定した上で、その実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないように管理しなければならないこと等とされている。</p> <p>⑤「焼却施設内の設備における放射線の管理基準」については、存在しない。</p> <p>⑥「焼却灰や汚泥などを埋立処理する際の放射性物質の基準」については、施行規則第三十三条の規定により、特定一般廃棄物処理施設に該当する最終処分場の設置者等は、最終処分場の管理期間中、最終処分場からの放流水及び最終処分場の周縁の地下水の事故由来放射性物質の濃度並びに最終処分場の敷地の境界における放射線の量の測定等を行うこととされている。</p> <p>⑦「焼却灰や汚泥など再利用する場合の放射性物質の基準」については、存在しない。</p>	<p>については、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第三条等の規定により、放射性物質（放射性セシウムの場合はその濃度がグラム当たり十ベクレルを超えるものに限る。）事業者は、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルトを超えるおそれのある区域、又は放射性物質の表面密度が表面汚染に関する限度の十分の一を超えるおそれのある区域を管理区域として明示し、管理区域内における被ばく線量を測定した上で、その実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないように管理しなければならないこと等とされている。</p> <p>*汚染廃棄物を焼却している事業所は今や放射線取扱施設になったが、このような被ばく測定が日常的に行われているのだろうか。</p> <p>⑤「焼却施設内の設備における放射線の管理基準」については、存在しない。</p> <p>⑥「焼却灰や汚泥などを埋立処理する際の放射性物質の基準」については（回答されていない）存在しない。</p> <p>⑦「焼却灰や汚泥など再利用する場合の放射性物質の基準」については、存在しない。</p>
--	--	--

<p>六 放射性物質による汚染廃棄物の埋立処分場の数百年にわたる表示について</p> <p>セシウム137の半減期は三十年であり、その十倍の三百年で約千分の一にまで放射能は減衰する。したがって、現在、埋立処理が各地で始まっているが、今後数百年間、埋立地を掘り返したり、処分場の跡地を利用することによる被ばくの懸念がある。少なくとも三百年は厳重に管理し、将来世代に対して迷惑をかける心配が必要である。放射性物質に汚染された埋立地について、今後、どのように管理し、将来へその履歴を引き継いでいくのか、政府の具体的な方策を示されたい。</p> <p>右質問する。</p>	<p>⑧「清掃従事者の放射線防護や放射線に関する知識・教育に関する法制度」については、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十五条の規定により、事業者は、取り扱う原材料等の有害性を含み、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならないとされている。</p> <p>なお、これらのうち、現存する規制等に関しては、現時点では見直す予定はないが、今後、必要に応じて見直しを検討することとしている。</p> <p>六について</p> <p>事故由来放射性物質により汚染された廃棄物を埋め立てた最終処分場の維持管理については、施行規則において、排水口における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の監視等必要な措置を講ずることとされているところである。また、最終処分場を廃止した後の管理や跡地利用については、今後、その在り方を検討してまいりたい。</p>	<p>⑧「清掃従事者の放射線防護や放射線に関する知識・教育に関する法制度」については、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十五条の規定により、事業者は、取り扱う原材料等の有害性を含み、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならないとされている。</p> <p>* 実際に行われているのか。事業所に徹底されているのだろうか。</p> <p>放射性物質を埋立した場合その放射性核種の内容とその濃度、量など必要事項を記録し後世につたえなければ、跡地利用などの際に放射能汚染を広げ取り返しのつかないことになる。民間業者に任せる場合なども多いとなると余計にいそがなければならない。これに対して「今後、そのあり方を検討してまいりたい」とはあまりに無責任ではないか。早急に厳重かつ具体的指針を示すべきであり、それが未来世代への責任であろう。</p>
--	--	---

